

障害者差別解消法に係る取組等について

I 障害者権利条約と障害者差別解消法の関係

- 平成 18 年 障害者権利条約 国連で採択
- 平成 19 年 日本が障害者権利条約に署名

条約の批准に向けた国内法制度の整備

- 平成 23 年 6 月 「障害者虐待防止法」の成立
- 平成 23 年 8 月 「障害者基本法」の改正
- 平成 23 年 8 月 「障害者総合支援法」の成立
- 平成 24 年 6 月 「障害者優先調達推進法」の成立

- 平成 25 年 6 月 「障害者差別解消法」の成立 ※平成 28 年 4 月施行

- 平成 26 年 1 月 日本は障害者権利条約を批准 ※2 月 19 日効力発生

II 障害者差別解消法の概要

1 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

- 【差別的取扱いの例】
- ・入店拒否、対応拒否。
 - ・障害のある職員を会議から外す。

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

- 【合理的配慮の例】
- ・筆談、読み上げ、コミュニケーションボードなどにより対応する。

具体的な対応

- 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 国、地方公共団体等は当該機関の職員が適切に対応するために必要な要領（職員対応要領）を策定
 - 主務大臣は事業者が適切に対応するために必要な指針（ガイドライン）を策定
 - 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告（実効性の確保）

2 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及・啓発活動の実施
- 差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

III 地方公共団体に求められる体制整備と県の今後の取組

- 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（相談窓口の明確化） ⇒ 相談窓口を新規に設置
- 啓発活動
 - ・職員等に対する研修 ⇒ 人事担当課と連携し実施
 - ・事業者における研修（事業者に対する啓発活動） ⇒ 説明会の開催
 - ・地域住民等に対する啓発活動 ⇒ ポスター・リーフレットの作成、県広報紙・HPによる周知
- 職員対応要領の策定 ⇒ 任命権者ごとに策定（知事部局、教育局など）
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置 ⇒ 新規に設置

IV 相談及び紛争の防止等のための体制整備における県と市町村との関係

